

## 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 実践店ステッカー配布要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「新型コロナウイルス感染症」の感染拡大防止を図り、県民の皆様の「安全で安心な暮らし」につなげるため、「新しい生活様式・スマートライフ」を実践している事業者の取組を「見える化」することを目的として実施する、「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン実践店」ステッカー（以下、「ステッカー」という。）の配布について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 ステッカーの配布は、県の団体を所管する担当課（以下、「県」という。）からステッカーの発行を受けた徳島県内の各組合及び業界団体（以下、「団体」という。）が、団体に所属する店舗及び施設（以下、「店舗等」という。）を「ガイドライン実践店」として認定した上で、行うものとする。

(県に対する申請)

第3条 ステッカーの発行を希望する団体は、様式第1号に必要事項を記入した上で、県に申請するものとする。

(県から団体に対する発行)

第4条 県は、前条の規定により、申請を受けた場合、提出された書類等により各項目を確認し、適正に記入されている場合は、団体に対しステッカーを必要枚数発行するものとする。

2 ステッカーを発行する際、県はステッカーに通し番号を記入するものとする。

(団体から店舗等に対する配布)

第5条 団体は、その責任において、所属する店舗等が業界毎に策定された感染拡大予防ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を実践する体制が取れていることを確認し、適切であると認める場合は、ステッカーを配布する。

2 ステッカーを配布する際、団体は、ステッカーの通し番号と店舗等の名称を記録するものとする。

(ステッカーの掲示)

第6条 ステッカーの配布を受けた店舗等は、掲示にあたっては、県で作成した「事業者版スマートライフ宣言」を合わせて掲示するよう努めるものとする。なお、「事業者版スマートライフ宣言」の掲示の際は、店舗等の名称等の必要事項を記入するものとする。

(県に対する報告)

第7条 団体は、ステッカー配布後、県に対し定期的に実践状況を様式第2号により報告する。

(実践できていない店舗への対応)

第8条 団体は、ステッカーを配布した各店舗等のガイドラインの実践状況を定期的に確認し、実践ができていない店舗等があった場合、指導を行う

こととし、改善されない場合は、ステッカーを回収しなければならない。  
2 ステッカーを回収した場合、団体は県に直ちに報告の上、ステッカーを返却するものとする。

(変更)

第9条 団体は、実施店舗等に変更があった場合、県に対し、様式第1号により、申請するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月16日から施行する。